ひと　ひと　ひび　かがや
女と男が響き輝く・からつ

唐津市男女共同参画行動計画（第３次）

計画期間：平成２７年度～令和元年度（５か年）

令和元年度実施計画（案）

令　和　元　年　　月

唐　津　市

目　　次

１　令和元年度実施計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　行動計画（第３次）の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　平成３０年度重点推進事項の実績及び評価と課題　・・・・・・・・・・・・３

４　令和元年度重点推進事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

参考

○　唐津市審議会・委員会等における女性登用率一覧　・・・・・・・・・・・・10
（平成３１年３月３１日現在）

○　審議会等への女性委員登用促進に関する要領　・・・・・・・・・・・・・・12

別冊

平成３０年度事業実施状況及び令和元年度事業計画一覧

１　令和元年度実施計画について

策定の趣旨

市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成２７年３月に「唐津市男女共同参画行動計画（第３次）」を策定し、市政のあらゆる分野にわたる施策を総合的、計画的に進めるため全庁的に取り組むこととしています。

行動計画に掲げた４つの基本目標の達成に向け、重点課題の施策の方向に沿った具体的施策を総合的、計画的に推進していくため、行動計画期間において、毎年度、実施計画を策定します。

この実施計画では、男女共同参画推進に関する事業について、事業計画と実施状況及び評価と課題を体系的に把握し、重点推進事項を掲げて全庁的に取り組みます。また、男女共同参画推進本部会議や男女共同参画推進協議会等で進捗状況等を点検・評価することにより、着実に事業を実施します。

行動計画（第3次）の4つの基本目標

Ⅰ　男女共同参画の意識づくり

Ⅱ　男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

Ⅲ　男女間の暴力のない社会づくり

Ⅳ　生涯を通じた健康づくり

2 行動計画（第3次）の体系

※○は重点推進事項

	基本目標	重点課題	施策の方向	29年度	30年度	R1年度
男女共同参画社会の実現	Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	性別による固定的な役割分担意識の解消の推進	（1） 男女共同参画の啓発活動の推進と情報提供	○		
			（2） 家庭に関わる意識の形成	○	○	
			（3） 女性リーダー育成の推進			○
			（4） 男女共同参画に関する意識・実態の調査、研究と情報提供		○	○
			（5） 情報を正しく判断し活用するための能力の向上			
			（6） 市役所における推進体制の充実			
		幼児期からの人権尊重・男女平等教育の推進	（1） 幼稚園・児童福祉施設における人権教育・男女平等教育の推進			
			（2） 学校における人権教育・男女平等教育の推進			
			（3） 教職員の意識の向上			
			（4） 子どもに関わる大人への男女平等意識の啓発			
		政策・方針決定過程への女性の参画の促進	（1） 公的審議会などへの女性委員の登用促進			○
			（2） 市役所における職員の計画的な人材育成と登用促進	○		
			（3） 地域や市民団体などにおける方針決定過程への女性の参画促進			
		国際理解と交流の推進	（1） 国際交流を通じた、調査・研究による男女共同参画の推進			
	Ⅱ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり	意欲をもって働ける職場環境の整備促進	（1） 女性の職域拡大と積極的な登用促進の啓発			
			（2） 働きやすい職場環境の整備促進と事業者などへの啓発	○	○	○
			（3） 女性の就業・起業に対する支援の推進			
			（4） ワーク・ライフ・バランスの推奨			
		男女がともに担う子育て・介護体制の充実	（1） 多様な保育需要に対応した保育支援の充実		○	
			（2） 「みんなで子育て」の意識づくり、体制づくり	○		○
			（3） 男女がともに担う介護、看護体制の推進			
		農林漁業・商工自営業における男女共同参画の推進	（1） 農林漁業・商工自営業における女性の能力開発、方針決定過程への参画推進			
		市民協働の社会づくり	（1） 地域活動での男女共同参画推進の理解と促進			
			（2） 市民協働における男女共同参画の推進			
			（3） 消防・防災における男女共同参画の推進			
			（4） 地域における女性を中心としたグループへの支援			
		高齢の人・障がいのある人が自立し、安心して暮らすための支援の充実	（1） 高齢の人や障がいのある人が自立し安心して暮らせる環境づくり			
	Ⅲ 男女間の暴力のない社会づくり	男女間のあらゆる暴力の根絶	（1） 男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの意識啓発と情報提供	○	○	○
			（2） DVなどの被害者の発見通報体制や相談体制の整備			
			（3） DVなどの被害者の保護体制の整備			
			（4） DVなどの被害者に対する自立支援の体制づくり			
	Ⅳ 生涯を通じた健康づくり	生涯を通じた健康支援の充実	（1） 生涯にわたる総合的な健康づくりの推進			
			（2） 母性保護と妊娠・出産における女性の健康支援の充実			
			（3） 生命と性を尊重する教育の推進			
			（4） 心の健康づくり			

３　平成３０年度重点推進事項の実績及び評価と課題

基 本 目 標 Ⅰ　　男女共同参画の意識づくり

重 点 課 題 １　　性別による固定的な役割分担意識の解消の推進

施策の方向（２）家庭に関わる意識の形成

男性の家事・育児参画意識を高める講座の開催

・男性の育児参画講座の開催

・中学校子育てサロンの実施

《実績》

男性の育児参画講座の開催	・男性の育児参画促進講座 「パパを楽しむ子育て講座」を開催 参加者　父子 19 組 44 人 ※ママのためのリラックスヨガ講座を同時開催 15 人参加
中学校子育てサロンの実施	・中学校子育てサロン 14 中学校　31 回開催（生徒 840 人、うち男子 409 人）
市民提案事業の実施	・パパ＆ママ講座「赤ちゃん先生から学ぼう！」（2 回開催） 参加者　男女 2 組 4 人
公民館における男性料理教室の開催	・男性料理教室 31 回　参加者 264 人
地域子育て支援拠点事業の実施	・パパのためのクッキング講座「親子でりんく」 3 回　参加者 47 人（うち父親 13 人）

《評価》

・男性対象の子育て講座は、子どもと触れ合いながら、父親が子育てを学ぶよい機会になった。

・父子対象の講座と母親対象の講座を同時に開催して、参加者の関心を高める工夫をした。

・中学校子育てサロンでは、乳幼児との触れ合いや育児体験（おむつ交換、授乳など）、乳幼児親子との交流などを通して、家事や子育ては夫婦で協力しなければ難しいということを実感し、将来の家事分担などを自然な形でイメージできた。

《課題》

・家庭での男女共同参画をより一層推進するため、男性の家事・育児参画を男女で一緒に考えるなど、講座の内容を充実させる。

施策の方向（４）男女共同参画に関する意識・実態の調査、研究と情報提供

次期行動計画に向けた市民意識、実態把握のための調査等の実施

・市民意識調査の実施・分析

・市民対象のワークショップ開催

《実績》

男女共同参画社会づくりのための市民意識調査の実施・分析	・調査期間：平成 30 年 8 月 10 日～8 月 27 日 ・調査対象：市内居住 18 歳以上の男女各 1,000 人 ・回収率：31.6％（有効回答率：31.5％） ・「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査　報告書」作成
男女共同参画に関する中学生意識調査の実施・分析	・調査期間：平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日 ・調査対象：市内中学校の 2 年生男女 1,309 人 ・回収率：93.7％（有効回答率：93.6％） ・「男女共同参画に関する中学生意識調査　報告書」作成
男女共同参画に関する講話とワークショップの開催	・「一人ひとりが自分らしく」（2 回開催） 講話「男女共同参画ってなんだろう？」 ワークショップ 「みんなで考えよう～身近なところから男女共同参画」 参加者 41 人

《評価》

・講話とワークショップは、参加者層を広げるため、平日と休日の２回開催としたが、若年層や男性の参加が少なかった。

・市民意識調査、中学生意識調査、ワークショップを通して、男女共同参画の現状と課題の把握に努めた。

《課題》

・ワークショップの開催内容や集客方法を工夫する。

・市の現状と課題を踏まえて、次期行動計画を策定する。

基 本 目 標 Ⅱ　男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

重 点 課 題 １　意欲をもって働ける職場環境の整備促進

施策の方向（２）働きやすい職場環境の整備促進と事業者などへの啓発

次期女性活躍推進計画に向けた市内企業の実態把握

・企業アンケート調査の実施・分析

《実績》

男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査の実施・分析	・調査期間：平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日 ・調査対象：市内の本社がある従業員 10 人以上の企業 399 社 ・回収率：43.9％（有効回答率：43.9％） ・「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査報告書」作成
職場における女性活躍推進に向けたグループインタビューの実施	・「職場における男女共同参画・女性活躍推進に関する従業員グループインタビュー」 市内事業所に勤務する 20 代～40 代の一般従業員（男女各 5 人）

《評価》

・企業アンケート調査、従業員グループインタビューを通して、職場おける男女共同参画と女性活躍推進の現状と課題の把握に努めた。

《課題》

・市の現状と課題を踏まえて、次期行動計画を策定する。

・女性活躍推進に取り組む企業を支援する制度設計を検討する。

重 点 課 題 ２　男女がともに担う子育て・介護体制の充実

施策の方向（１）多様な保育需要に対応した保育支援の充実

待機児童解消のための保育士の確保

・保育人材確保事業

《実績》

保育人材確保事業の実施	保育人材確保事業 ・保育士宿舎借上げ支援事業(15 施設) ・保育支援者雇用支援事業(15 施設) ・保育補助者雇用支援事業(21 施設) ・保育士就職準備金給付支援事業(30 施設) ・潜在保育士現場復帰支援事業(22 施設)

《評価》

・就職（復職）に伴う出費の負担を軽減することで、保育人材の確保につながった。

《課題》

・多様な保育需要に対応するため、今後も保育人材の確保に取り組む。

・保育人材確保のため、保育施設（保育所や放課後児童クラブなど）への就職や資格取得、セミナーなどに関する情報発信に、引き続き取り組む。

基 本 目 標 Ⅲ　男女間の暴力のない社会づくり

重 点 課 題 １　男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向（１）男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの意識啓発と情報提供

男女間のあらゆる暴力防止のための意識啓発と相談窓口の周知徹底

・ＤＶ防止啓発・相談窓口カードの作成

・ＤＶ防止啓発セミナーの開催

《実績》

ＤＶリーフレットの作成	・DV防止啓発リーフレット改訂増刷　2,000 部 ・デートDV防止啓発カード改訂増刷　5,000 部
ＤＶ防止啓発セミナーの開催	・「DVの現状を知る～私たちにできること～」 参加者 48 人
市民提案事業の実施	・「みんなで学ぶ心と身体の健康」 小学生対象の性の健康教室と護身術講座 名護屋小学校、呼子小学校　参加者 280 人 女性のための護身術（WEN-DO）講座　参加者　14 人
女性に対する暴力をなくす運動期間の啓発実施	・パネル展　大手口センタービル1階 ・街頭啓発（イオン唐津店） ・各地区イベントでのティッシュ配布による啓発 ・市報、市ホームページでの啓発
関係窓口職員研修の開催	・DV被害者支援研修「DV被害者支援と加害者対応」 関係窓口職員　26 人

《評価》

・ＤＶ防止啓発セミナーは、市報等での周知のほか、民生委員・児童委員、保育所や幼稚園などにも個別に参加を呼び掛けた結果、多くの参加があった。

・デートＤＶ防止啓発カードを大手口ビルの男女トイレに設置するとともに、唐津市・東松浦郡内の高校を通じて、全生徒に配布した。

・多くのイベントで幅広い層に啓発ティッシュを配布した。

《課題》

・セミナー参加者層の拡大に向けて、内容の充実と周知方法を工夫する。

・幅広い層に相談窓口や、ＤＶ未然防止に関する情報を届ける工夫をする。

４　令和元年度重点推進事項

重点推進事項については、前年度の課題を踏まえつつ、「唐津市男女共同参画行動計画（第３次）」に基づき、令和元年度実施予定の事業計画等の中から選定しました。

基 本 目 標 Ⅰ　　男女共同参画の意識づくり

重 点 課 題 １　　性別による固定的な役割分担意識の解消の推進

施策の方向（４）男女共同参画に関する意識・実態の調査、研究と情報提供

男女共同参画社会づくりに向けた取組の促進

・唐津市男女共同参画行動計画（第４次）の策定

施策の方向（３）女性リーダー育成の推進

女性の政治参画に向けた取組の促進

・政治参画セミナーの開催

重 点 課 題 ３　　政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向（１）公的審議会などへの女性委員の登用促進

公的審議会などへの女性委員登用に向けた取組の促進

・委員改選時の事前協議の徹底

・女性委員登用の必要性について啓発を実施

・女性人材バンク登録者の拡大

基 本 目 標 Ⅱ　男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

重 点 課 題 １　意欲をもって働ける職場環境の整備促進

施策の方向（２）働きやすい職場環境の整備促進と事業者などへの啓発

女性性活躍推進に向けた取組の促進

・女性活躍推進セミナーの開催

・女性活躍推進に関する情報発信・情報提供

重 点 課 題 ２　男女がともに担う子育て・介護体制の充実

施策の方向（２）「みんなで子育て」の意識づくり、体制づくり

男女が一緒に家事・育児の参画意識を高める講座の開催

・男性の家事・育児参画促進講座の開催

・中学校子育てサロンの実施

基 本 目 標 Ⅲ　男女間の暴力のない社会づくり

重 点 課 題 １　男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向（１）男女間のあらゆる暴力を許さない社会づくりの意識啓発と情報提供

男女間のあらゆる暴力防止のための意識啓発と相談窓口の周知徹底

・ＤＶ防止啓発物の配布拡大

・ＤＶ防止啓発セミナーの開催

唐津市審議会・委員会等における女性登用率一覧

H31.3.31現在

No	名称	所管課	設置根拠	任期	任期満了日	委員総数（人）	うち女性（人）	登用率（%）
1	唐津創生会議	市長公室	要綱等	1年	H31.3.31	15	6	40.0
2	行政改革推進会議	行政改革課	要綱等	2年	H32.3.31	6	3	50.0
3	有線テレビジョン放送番組審議会	市政広報課	地方自治法202条の3	2年	H31.6.30	11	5	45.5
4	行政相談委員	総務課	法律に基づく委員	2年	H31.3.31	10	3	30.0
5	相知市民センター庁舎改築等検討委員会	総務課（相知市民センター）	要綱等	所掌事務終了まで		17	1	5.9
6	厳木市民センター庁舎建設検討委員会	総務課（厳木市民センター）	要綱等	所掌事務終了まで		15	2	13.3
7	情報公開・個人情報保護審査会	情報公開室	地方自治法202条の3	2年	H31.8.31	5	2	40.0
8	防災会議	危機管理防災課	地方自治法202条の3	2年	H32.11.5	29	4	13.8
9	国民保護協議会	危機管理防災課	地方自治法202条の3	2年	H33.3.2	26	1	3.8
10	公務災害補償等認定委員会	人事課	地方自治法202条の3	3年	H32.3.31	5	1	20.0
11	政治倫理審査会	人事課	地方自治法202条の3	2年	H31.12.20	9	4	44.4
12	建設工事等入札監視委員会	契約管理課	要綱等	2年	H31.11.25	5	1	20.0
13	地域公共交通会議	移住・定住促進課	要綱等	2年	H32.9.15	19	4	21.1
14	離島航路確保維持協議会	移住・定住促進課	要綱等	2年	H31.6.22	15	0	0.0
15	地域公共交通活性化協議会（広域）	移住・定住促進課	地方自治法202条の3	2年	H32.5.28	35	9	25.7
16	男女共同参画推進協議会	男女参画・女性活躍推進課	要綱等	2年	H32.9.30	15	9	60.0
17	市民交流プラザ利活用検討委員会	国際交流・地域づくり課	要綱等	2年	H31.9.30	8	3	37.5
18	スポーツ推進委員連絡協議会	スポーツ振興課	法律に基づく委員	2年	H32.3.31	93	21	22.6
19	環境審議会	生活環境対策課	地方自治法202条の3	2年	H31.5.31	19	10	52.6
20	地球温暖化対策地域推進会議	生活環境対策課	要綱等	2年	H31.7.31	14	7	50.0
21	庄野崎処分場産業廃棄物監視協議会	生活環境対策課（相知市民センター）	要綱等	2年	H31.3.31	11	0	0.0
22	空き家等審議会	生活環境対策課	地方自治法202条の3	2年	H32.6.30	6	1	16.7
23	部落差別撤廃・人権擁護審議会	人権・同和対策課	地方自治法202条の3	2年	H31.10.31	15	4	26.7
24	人権擁護委員	人権・同和対策課	法律に基づく委員	3年	各任用ごと	23	12	52.2
25	固定資産評価審査委員会	税務課	地方自治法180条の5	3年	H32.2.16	3	1	33.3
26	国民健康保険事業の運営に関する協議会	保険年金課	地方自治法202条の3	2年	H31.6.30	18	7	38.9
27	予防接種健康被害調査委員会	保健医療課	地方自治法202条の3	2年	H31.3.31	7	1	14.3
28	健康づくり推進協議会	保健医療課	要綱等	3年	H31.6.30	25	15	60.0
29	周産期医療対策委員会	保健医療課	要綱等	所掌事務終了まで		9	0	0.0
30	小児医療対策委員会	保健医療課	要綱等	所掌事務終了まで		7	0	0.0
31	歯科口腔保健センター計画推進協議会	保健医療課	要綱等	所掌事務終了まで		14	3	21.4
32	社会福祉施設における苦情解決システム事業運営適正化委員	福祉総務課	要綱等	3年	H31.11.30	2	2	100.0
33	民生委員推薦会	福祉総務課	地方自治法202条の3	3年	H32.5.31	12	2	16.7
34	民生委員・児童委員	福祉総務課	法律に基づく委員	3年	H31.11.30	335	165	49.3
35	地域福祉計画（平成31年度～平成35年度）策定委員会	福祉総務課	要綱等		H31.3.31	17	7	41.2

36	要保護者等対策地域協議会	子育て支援課	要綱等	2年	H31.8.30	26	8	30.8
37	子ども・子育て会議	子育て支援課	地方自治法202条の3	2年	H32.3.26	14	7	50.0
38	養護老人ホーム等入所判定委員会	高齢者支援課	地方自治法202条の3	2年	H32.3.31	5	0	0.0
39	有償運送運営協議会	高齢者支援課	要綱等	2年	H32.5.31	13	1	7.7
40	介護認定審査会	高齢者支援課	地方自治法202条の3	2年	H31.3.31	68	21	30.9
41	介護保険運営協議会	高齢者支援課	地方自治法202条の3	3年	H32.7.27	17	8	47.1
42	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援課	要綱等	3年	H33.7.27	19	7	36.8
43	障害支援区分審査会(広域)	障がい者支援課	地方自治法202条の3	3年	H32.3.31	10	2	20.0
44	人・農地プラン作成検討会	農政課	要綱等	2年	H31.7.31	10	3	30.0
45	地方創生関係交付金に係るコスメ事業における効果検証委員会(広域)	コスメティック産業課	要綱等	委嘱日～年度末	H31.3.31	9	1	11.1
46	コスメティック産業集積促進補助金審査委員会	コスメティック産業課	要綱等	2年	H32.3.31	4	0	0.0
47	都市計画審議会	都市計画課	地方自治法202条の3	2年	H32.1.31	17	3	17.6
48	景観まちづくり審議会	都市計画課	地方自治法202条の3	2年	H32.2.29	20	4	20.0
49	浜崎駅周辺整備検討委員会	都市計画課	要綱等	2年	H30.11.7	21	1	4.8
50	景観まちづくり推進委員	都市計画課	要綱等	2年	H31.10.31	5	1	20.0
51	唐津城石垣再築推進委員会	都市計画課	要綱等	2年	H31.7.25	8	0	0.0
52	城内地区・曳山通り公共施設景観ガイドライン策定委員会	都市計画課	要綱等	1年	H31.11.30	19	0	0.0
53	都市再生整備計画評価委員会	都市計画課	要綱等	所掌事務終了まで		5	2	40.0
54	消防審議会	地域消防課	地方自治法202条の3	2年	H32.4.30	7	3	42.9
55	教育委員会	教育総務課	地方自治法180条の5	4年	各任用ごと	4	2	50.0
56	いじめ問題対策委員会	学校教育課	地方自治法202条の3	2年	H31.4.30	7	1	14.3
57	教育支援委員会	学校教育課	要綱等	2年	H31.4.30	33	23	69.7
58	幼・保・小連絡協議会	学校教育課	要綱等	1年	H31.3.31	9	6	66.7
59	幼稚園評議員会	幼稚園	要綱等	上限3年	H31.3.31	6	3	50.0
60	学校給食運営委員会	学校支援課	地方自治法202条の3	1年	H31.6.30	17	8	47.1
61	学校評議員会	学校支援課	要綱等	委嘱日～年度末	H31.3.31	154	56	36.4
62	社会教育委員	生涯学習文化財課	地方自治法202条の3	2年	H32.4.30	12	3	25.0
63	青少年支援センター運営協議会	生涯学習文化財課	要綱等	2年	H31.5.31	16	6	37.5
64	西唐津公民館建設委員会	生涯学習文化財課	要綱等	所掌事務終了まで		13	4	30.8
65	竹木場公民館建設委員会	生涯学習文化財課	要綱等	所掌事務終了まで		13	1	7.7
66	公民館運営審議会	生涯学習文化財課	地方自治法202条の3	2年	H31.3.31	227	61	26.9
67	都市コミュニティセンター運営委員会	生涯学習文化財課	地方自治法202条の3	2年	H31.5.31	13	8	61.5
68	文化財保護審議会	生涯学習文化財課	地方自治法202条の3	2年	H31.4.30	11	0	0.0
69	近代図書館を考える会	近代図書館	要綱等	2年	H32.7.31	11	7	63.6
70	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法180条の5	4年	H33.6.23	4	1	25.0
71	監査委員	監査委員事務局	地方自治法180条の5	4年	各任用ごと	2	0	0.0
72	農業委員会(農業委員)	農業委員会事務局	地方自治法180条の5	3年	H32.4.10	19	2	10.5
73	公平委員会	公平委員会事務局	地方自治法180条の5	4年	H33.3.31	3	1	33.3
		合 計	73	組織		1,746	581	33.3

審議会等への女性委員登用促進に関する要領

唐津市男女共同参画推進本部

１　目　的

この要領は、唐津市における公的審議会等の女性委員登用率４０％以上の目標を早期に達成するため、具体的な対応を定めるものとする。

２　対象となる審議会等

この要領の対象となる審議会等は、次のものをいう。

（１）法令に規定する委員会及び審議会

（２）条例、規則、要綱等で定めるもの

（３）前２号に掲げるもののほか、庁内で組織される研究会、委員会等

３　登用促進のための具体的な対応

審議会等の新設並びに委員改選及び欠員補充に伴う委員の選任に当たっては、女性委員登用の必要性について周知するとともに、次の具体的方策により、積極的に女性委員の登用を図っていくものとする。

（１）関係機関等から委員を選任している場合

委員の選出を依頼する場合は、職制上の役職にとらわれることなく、女性の選出について依頼する。

（２）推薦団体からの推薦により選任している場合

ア　団体へ推薦を依頼する場合は、団体の長に限る等の慣行を再検討し、適任の女性の推薦を依頼する。

イ　女性の構成員がいないか、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合においては、推薦団体に女性の多い団体を加える等、女性が推薦されやすい工夫をする。

（３）立候補による選挙により選任している場合

ア　女性による立候補が可能であることをあらゆる機会を通じて周知徹底するとともに、女性の政策及び方針決定への参画の重要性について啓発を行う。

（４）特定の職種又は専門的分野にある学識経験者等から選任している場合

ア　求める学識経験に係る対象領域を関連する領域まで広げること等により、広く女性の人材を求める。

イ　審議に生活者の視点を取り入れていくという観点から、広く消費者、生活者等からも選任するようにする。

４　選任の留意点

（１）委員の選任に当たっては、特別の事由がある場合を除くほか、兼任を極力避け、幅広く女性人材の活用に努める。

（２）審議会等の性格その他やむを得ない事由により、女性の登用について前述の取組み

が困難な場合においては、次の委員改選時に向けて可能な限り女性を登用する取り組みを行うよう努める。

（３）審議会等の所管課は、委員の改選や欠員補充など委員の変更を行う場合、又は審議会等を新たに設置する場合は、事前に男女参画・女性活躍推進課と協議を行うものとする。

（４）女性委員登用の実態把握のため、委員選任後すみやかに、審議会等の委員名簿を男女参画・女性活躍推進課に提出する。

附則　この要領は、平成１７年５月１６日から施行する。

附則　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附則　この要領は、平成２１年８月１日から施行する。

附則　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附則　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附則　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附則　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附則　この要領は、平成３０年８月１日から施行する。